

『改訂 12 版 放射性同位元素等の規制に関する法令 概説と要点』更新情報

2025 年 6 月 1 日現在，法改正に伴う読替・補足情報は以下のとおりです。（対象：12 版 1 刷・2 刷）

頁	見出し・行	現在（修正箇所）	読替（修正・加筆）
13	表 3 放射線障害の防止に関する主要法令	「放射性同位元素等の規制に関する法律施行令」の下部告示の一番下に追加 【別記参照（次ページ）】	放射性同位元素等の規制に関する法律施行令第 1 条第 2 号の規定に基づき原子力規制委員会が指定する放射性同位元素等の規制に関する法律の適用を受けないものを定める告示(令 4. 12. 20 原子力規制委告示 5)
24	【放射性同位元素等規制法から除かれるもの】 上から 4～20 行	(2) 薬機法（昭和 35 年法律第 145 号）第 2 条第 1 項に規定する医薬品及びその原料又は材料であって同法第 13 条第 1 項の許可を受けた製造所に存するもの (3) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院又は同条第 2 項に規定する診療所（次号において「病院等」という。）において行われる薬機法第 2 条第 17 項に規定する治験の対象とされる薬物 (4) 前 2 号に規定するもののほか，陽電子放射断層撮影装置による画像診断に用いられる薬物その他の治療又は診断のために医療を受ける者又は獣医療を受ける獣医療法（平成 4 年法律第 46 号）第 2 条第 1 項に規定する飼育動物に対し投与される薬物であって，当該治療又は診断を行う病院等又は同条第 2 項に規定する診療施設において調剤されるもののうち，原子力規制委員会が厚生労働大臣又は農林水産大臣と協議して指定するもの (5) 薬機法第 2 条第 4 項に規定する医療機器で，原子力規制委員会が厚生労働大臣又は農林水産大臣と協議して指定するものに装備されているもの	<u>(2)使用その他の取扱いについて，次に掲げる法律及びこれらに基づく命令の規定により法及びこれに基づく命令の規定による規制と同等の規制を受けるものとして原子力規制委員会が厚生労働大臣又は農林水産大臣と協議して指定するもの</u> <u>イ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）</u> <u>ロ 臨床検査技師等に関する法律（昭和 33 年法律第 76 号）</u> <u>ハ 医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）</u> <u>ニ 獣医療法（平成 4 年法律第 46 号）</u> 【補足説明】 施行令の詳しい内容については，放射性同位元素等の規制に関する法律施行令第 1 条第 2 号の規定に基づき原子力規制委員会が指定する放射性同位元素等の規制に関する法律の適用を受けないものを定める告示（令和 4 年 12 月 20 日原子力規制委員会告示第 5 号）を参照のこと。
43	【6.1 使用の許可の申請】上から 16 行目	…っている。	…っている。また，法令による規定はないが立地している事業所を含む地域のハザードマップを添付することとなっている。

76	【8.3.1 事業所内運搬】上から10行目	(6) 運搬物の運搬経路においては、 <u>標識の設置、見張人の配置等の方法により、</u> 運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用される車両以外の車両の立入りを制限すること。	(6) 運搬物の運搬経路においては、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用される車両以外の車両の立入りを制限すること。
128	【9.38 危険時の措置】最終行	⑤ 放射性同位元素は、できれば他の安全な場所に移し、 <u>縄を張り、又は標識をつけ、見張人をつける。</u>	⑤ 放射性同位元素は、できれば他の安全な場所に移し、 <u>関係者以外の立入りを禁止すること。</u>
162	【17. 罰則】上から8行目	(1) 3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又は併科の場合…	(1) 3年以下の <u>拘禁刑</u> 若しくは300万円以下の罰金又は併科の場合…
	同 下から10行目	(1) 1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金又は併科の場合…	(1) 1年以下の <u>拘禁刑</u> 若しくは300万円以下の罰金又は併科の場合…
200	【付表 19】上から1, 3, 10, 12, 16行目（5か所）	…の <u>懲役</u> に処する。	…の <u>拘禁刑</u> に処する。
	同 上から7行目	…の有期 <u>懲役</u> に処する。	…の有期 <u>拘禁刑</u> に処する。

【13 頁 表 3 放射線障害の防止に関する主要法令】 図解

